

「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(平成 26 年 3 月 中央防災会議決定) (抄)

第 3 章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

第 4 節 災害発生時の対応に係る事前の備え

8 避難者等への対応

- 地方公共団体は、発災時には当該地域の大多数の住民等が避難することを想定し、安全な自宅への早期復帰等による避難所への避難者の低減の対策、避難所の指定及び確保のための対策、地方公共団体との連絡体制の確立や様々なニーズ等に配慮した避難所運営への対応、避難者への迅速・的確な情報提供の対策、空家・空室の活用方策、応急仮設住宅の早期提供の対策、罹災証明書等の各種手続の簡素化等を推進する。

第 4 章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

第 8 節 膨大な避難者等への対応

- 国及び地方公共団体は、市町村が開設する避難所への避難者だけでなく、在宅避難者も含め被災者が膨大な数に上ることを念頭に置いて、飲料水、食料等の物資の円滑な供給、的確な情報の提供に努める。また、避難所への避難者を減らす対策として、被災地外への疎開、帰省等を促進する。
- 地方公共団体は、あらかじめ指定した避難所では不足する場合には、国との連携による空き家・空室の有効活用、民間事業者が所有するホテル・旅館、賃貸住宅や船舶等について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受け入れ先としての活用を促進する。また、他の地域への広域一時滞在の調整、応急活動に支障のない範囲で庁舎等、所管施設へ避難希望者の受け入れを図るとともに、国からの情報等に基づき応急仮設住宅の早期提供に努める。